

## 島根半島・宍道湖中海ジオパーク国引きフォトコンテスト実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク（以下「本ジオパーク」という。）の魅力を広く画像で発信し、本ジオパークをPRするために島根半島・宍道湖中海ジオパークフォトコンテスト（以下「フォトコンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施)

第2条 本事業の実施主体は、島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram 写真・動画共有ソーシャルネットワーキングサービスをいう。
- (2) アカウント ネットワークやサイトなどを利用するための権利。
- (3) フォロワー アカウントを登録していること。
- (4) #（ハッシュタグ）の後に特定のキーワードを付与し、投稿をタグ付けすること。

### (実施手法)

第4条 フォトコンテストは、Instagram 及びeメールを用いて実施するものとする。

### (応募資格)

第5条 フォトコンテストの実施目的に賛同する個人（日本国内在住）であれば、プロ・アマチュアを問わない。

### (募集部門)

第6条 フォトコンテストの募集部門は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大地部門 本ジオパークエリア内のジオサイト\*の風景（例：海、山、地層など）
- (2) 動植物部門 本ジオパークに生息する生物や生態（例：動物、植物）
- (3) 歴史と文化部門 本ジオパークエリア内のジオサイトである建造物等（例：神社、灯台など）

---

\* 学術的に価値のある地質をもつ場所。協議会ホームページにてジオサイト一覧を公開している。

(実施期間)

第7条 フォトコンテストの実施期間は、令和6年8月1日から令和7年1月31日までとする。

(応募方法)

第8条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第6条各号のいずれかの部門に沿った画像をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) 本ジオパークのInstagramアカウント(k\_nature\_geo)をフォローしていること。
- (3) 画像を投稿する際には、キャプションに撮影場所、応募部門、作品のタイトルとハッシュタグ「#島根半島宍道湖中海ジオパーク」、「#国引きフォトコン2024」の2つを入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。
  - 2 eメールでの応募も可とし、「国引きフォトコンテスト応募作品」と分かるようにタイトルを明記し、画像を添付の上、「kunibiki-geopark@city.matsue.lg.jp」宛に送信すること。
  - 3 Instagramでの投稿、またはeメールでの送信いずれの場合においても、本文に「撮影場所」、「応募する部門（「大地部門」、「動植物部門」、「歴史と文化部門」のいずれか）」、「作品のタイトル」を記入すること。

(投稿等の制限等)

第9条 応募者の投稿等回数は、第6条各号の部門ごとに一人一作品とする。

- 2 応募者一人につきInstagramまたはeメールのいずれか一方でのみ投稿等できることとする。
- 3 投稿等する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限るものとする。
- 4 投稿等する画像は、過去に撮影されたものも投稿等することができる。
- 5 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿等することができる。
- 6 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更などを施して投稿等することができるが、組写真や合成写真は投稿等することができない。また、AI生成画像やAIアシストによる生成画像も投稿等することができない。

(投稿等の禁止行為等)

第10条 次の各号に掲げる行為を禁止行為とする。

- (1) 被写体の許諾を得られていない写真を応募する行為
- (2) 応募写真に、個人を特定できる情報を記載する行為

- (3) 他の印刷物、展覧会などで公表されている写真を応募する行為
- (4) 法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為。
- (5) フォトコンテストのサーバーに過度の負担を及ぼす行為。
- (6) フォトコンテストの運営を妨害する行為。
- (7) 他のお客様のフォトコンテストへの応募を妨害する行為。
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為、及び公職選挙法に抵触する行為。
- (9) 他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権、その他の権利を侵害する行為。(法令で定めたもの及び判例上認められたもの全てを含む)
- (10) 他のお客様への中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為。
- (11) 協議会事務局の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為。
- (12) 協議会事務局の許諾を得ない商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェーンメール等の勧誘を目的とする行為。
- (13) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為。
- (14) 公序良俗、一般常識に反する行為。
- (15) その他上記に準じる行為。

(応募写真の掲載中止等)

第11条 前条の禁止行為に該当すると協議会が判断した場合、その他規約に違反した内容であると協議会が判断した場合には、協議会は、当選およびサイト上への掲載を取り消すことができるものとする。

(費用の負担)

第12条 画像を投稿等する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(賞の審査及び賞品等)

第13条 第6条、第8条及び第9条の要件を満たす投稿等のうち、協議会は特に島根半島・宍道湖中海ジオパークのジオサイトで、応募者が自身で魅力を感じたジオパークの風景や瞬間をおさめた作品であることが伝わるものを27点程度審査し、当該画像を入賞作品とする。

2 第6条で定める募集部門「大地部門」、「動植物部門」、「歴史と文化部門」の3部門ごとに次の賞を設ける。

- (1) 「最優秀賞」1名

- (2) 「優秀賞」 3名
- (3) 「次世代が選ぶ特別賞」 5名
  - 3 賞を審査する審査員は次のとおりとする。
- (1) 「最優秀賞」、「優秀賞」…写真家
- (2) 「次世代が選ぶ特別賞」…松江市立皆美が丘女子高等学校生徒
  - 4 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
  - 5 当該画像を投稿等した者（以下「受賞者」という。）には、賞品として審査の結果に応じて「最優秀賞」10,000円相当、「優秀賞」4,000円相当、「次世代が選ぶ特別賞」2,000円相当の国引きジオブランド商品等を提供する。
  - 6 賞品の発送は日本国内に限るものとする。
  - 7 第6条、第8条及び第9条の要件を満たしていない投稿等は、選定の対象外とする。
  - 8 応募者がInstagram及びeメールの両方で投稿等したことが判明した場合は入賞を取り消すものとする。

(審査基準)

第14条 審査の基準は、次のとおりとする。

- (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの魅力が伝わる作品であること。
- (2) 島根半島・宍道湖中海ジオパークエリア（松江市・出雲市）にあるジオサイトで、大地、動植物、歴史・文化などを題材とし、応募者が自身で魅力を感じたジオパークの風景や瞬間をおさめた作品であることが伝わるもの。

(受賞者への連絡)

第15条 協議会は、Instagramのメッセージ機能またはeメールを利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

- 2 受賞者は、次に掲げる事項を協議会が指定する日までに協議会へ電子メールにて連絡するものとする。
  - (1) 受賞者の住所
  - (2) 賞品等の発送先
  - (3) 氏名
  - (4) 年齢
  - (5) 電話番号
- 3 協議会が指定した日までに連絡がない場合、またはInstagram及びeメールの両方で投稿等したことが判明した場合は受賞の権利が失効し、この場合は第13条の審査において次点の画像を投稿等した者を新たな受賞者とする。

(受賞者の公表)

第16条 協議会は、受賞者が決定した後、投稿等された画像及び受賞者のアカウント名を本ジオパークホームページ、SNS等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 協議会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第18条 投稿等された画像の著作権は応募者に帰属するが、協議会は投稿等された画像を、本ジオパークホームページ、本ジオパークのInstagramアカウント、Facebookページ、協議会の印刷物、協議会が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。また、目的の範囲内であれば協議会の許可において、他の団体・企業等でも使用できるものとする。

2 投稿等された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、協議会は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第19条 協議会は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿等により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年7月17日から施行する。